

9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月を強調月間として“社会を明るくする運動”が実施されるなど、様々な取組が行われています。また、平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、施行されています。

法務省の人権擁護機関では、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。



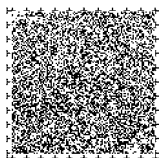
ポスター
「社会を明るくする運動」



“社会を明るくする運動”CM動画
(法務省YouTubeチャンネルで公開中)

10 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。



犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つ